

福祉センター電気工作物保安管理仕様書

本業務の履行細目は別紙1「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書」に基づくものとする。（ただし、第17条を除く）

第1条 委託場所及び自家用電気工作物の概要

- | | | | |
|---------------------|--------------|----------|---------|
| (1) 事業場の名称 | 鎌倉市福祉センター | | |
| (2) 事業場の所在地 | 鎌倉市御成町20-21 | | |
| (3) 事業場の業種 | 福祉施設 | | |
| (4) 設備容量 | 175キロボルトアンペア | | |
| (5) 最大電力 | 120キロワット | | |
| (6) 受電電圧 | 6,600ボルト | | |
| (7) 非常用予備発電装置・蓄電池装置 | | | |
| 発電機定格出力 | 40ワット | ・蓄電池定格出力 | アンペアアワー |
| 発電機定格電圧 | 200ボルト | ・蓄電池定格電圧 | ボルト |

第2条 通常点検の回数

毎月	1回
----	----

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

(委託業務の内容)

第1条 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき乙が自ら実施する保安管理業務の内容は、第3項を除き次に掲げるものとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行うこと。
 - (2) 竣工検査に関して、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認すること。
 - (3) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに、電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別紙「点検、測定及び試験の基準」のとおり。）を行い、経済産業省令で定める技術基準に不適合又は不適合の恐れがあると判断したときは、とるべき措置及びとらなかった場合に生じると考えられる結果について甲に報告するとともに修理、改造を指示又は助言すること。
 - (4) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (5) 電気事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を甲又はその従業員から受けた場合は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うとともに、必要に応じ臨時点検を行い事故の原因を究明し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じ電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (6) 電気事業法に規定する立入検査（以下「官庁検査」という。）に立ち合うこと。
 - (7) その他保安規程に定められている事項
2. 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」という。）が設置されている場合
- (1) 乙は絶縁監視装置から警報を受けた場合（注）、連絡責任者等に連絡し、指示、助言を行うとともに、必要に応じて臨時点検を行うなど、適切な措置を講ずること。
 - (2) 第4条で定める連絡責任者等は、絶縁監視装置から警報が発生した場合、当該電気工作物の状態を確かめ乙に連絡する。乙は必要に応じ臨時点検を行うなど、適切な措置を講ずること。
 - (3) 乙は自動的に伝送されてきた警報及び（2）に基づく連絡責任者等からの内容について記録し、3年間保存すること。
3. 前各項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、甲は乙と協議の上、電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼し、点検、測定及び試験の全部又は一部を行うものとする。また業務完了後、甲はその結果を乙に通知し、乙は試験結果を確認するとともに、甲に対して必要な指示又は助言を行うものとする。
- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次のような自家用電気工作物
 - (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
 - (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器等
 - (2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次のような自家用電気工作物
 - (a) 立入に危険を伴う場所
 - (b) 情報管理、衛生管理及び機密管理のため立入が制限される場所
 - (c) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
 - (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
 - (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
4. 使用機器及びそれに付随する配線機器等については、第1項によるほか、甲が確認を行うこと。

(甲及び乙の協力及び義務)

第2条 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が指示、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

2. 甲は保安管理業務を行う者が乙本人であるか面接等を行い確認するものとする。ただし緊急の場合はこの限りでない。
3. 乙は、事業場において保安管理業務を行う際は、甲に対し、身分を示す証明書等を示すことにより、乙であることを明らかにするものとする。ただし緊急の場合はこの限りでない。
4. 甲は保安規程別表2による日常巡視を行い設備の状態を確認する。乙は月次点検時に問診を行い、報告を受けるものとする。
5. 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

(相互の協議)

第3条 甲は、次に掲げる場合、乙と協議するものとする。この場合、甲は乙の意見を尊重し、乙は甲に協力するものとする。

- (1) 甲が保安規程を変更する場合
- (2) 甲が電気工作物の保安管理業務に関する内容の書類を所管官庁に提出する場合
- (3) 甲が電気工作物の設置又は変更の計画、工事及び竣工検査を行う場合
- (4) 甲が電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定める場合
- (5) 甲が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は演習訓練を行う場合
- (6) その他保安上必要と認められる場合

(連絡責任者等)

第4条 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために乙と連絡する者（以下「連絡責任者」という。）を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

2. 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合に、その業務を代行させるため代務者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
3. 甲は、前項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとする。
4. 甲は、必要に応じて連絡責任者またはその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
5. 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

(代行者)

第5条 乙は病気その他やむを得ない事由により第1条の保安管理業務を行うことができない場合に対処するため、公益社団法人東京電気管理技術者協会の会員の中から代行する者（以下「代行者」という。）を選び、その業務を行わせるものとする。

2. 前項の代行者については、別にこれを定める。
(委託契約の相手方の執務に関する説明書(6)による。)

(通知義務)

第6条 甲は、次に掲げる場合はすみやかにこれを乙に通知するものとする。

- (1) 所管官庁等が法令に基づいて検査を行う場合
 - (2) 設置者若しくは事業場の名称、連絡責任者又は電気保安に関する組織を変更した場合
 - (3) 契約書第1条に掲げる事項を変更した場合
 - (4) 契約書第1条の自家用電気工作物の相統譲渡等が行われる場合
2. 甲は電気事故、その他災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、ただちに乙に通報するものとする。

(事業場内の立入等)

第7条 乙は、保安管理業務を行うため甲の事業場内に立ち入ることができる。この場合、乙は、甲が従業員等に対して定める服務規律等を尊重するものとする。

(機密の保持)

第8条 乙は、業務上知り得た甲の機密を、他にもらしてはならない。

(記録等の保存)

第9条 乙は、必要に応じ、甲の記録の状況並びに書類及び図面の保存について、甲に意見を述べるができる。

2. 乙は点検等の終了時にその結果を甲に報告し、甲は、乙が実施した保安管理業務の結果の記録等を確認し、甲の事業場に保存するものとする。

(備品等の整備)

第10条 甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安管理業務に必要な備品、材料及び消耗品を整備するものとする。

(委託契約金額等)

第11条 第1条の保安管理業務に対する委託契約金額等は、甲と乙が協議して定める。

2. 年次点検の作業時間帯は次のとおりとする。
 - (1) 平常は 8:30～17:00
 - (2) 早朝は 5:00～ 8:30
 - (3) 夜間は17:00～22:00
 - (4) 深夜は22:00～ 5:00

(賠償責任保険)

第12条 乙は、その業務上の過失に基づく事故に対しその賠償の責に任ずるため、賠償責任保険に加入する。

2. 乙の甲に対する損害賠償額は東京電気管理技術者共済会が加入している保険契約に基づき保険会社から給付される金額とする。

(損害賠償の免責)

第13条 乙は、次のいずれかに該当する場合は損害賠償の責を負わないものとする。

- (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は乙が指示、助言又は指導した事項について甲がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合
- (2) 甲が法令又は契約に違反する事項を行い、これによって損害を生じた場合
- (3) その他自然災害等乙の責めとならない事由により損害を生じた場合

(契約の更改)

第14条 次に掲げる場合はこの契約を更改することができるものとする。

- (1) 甲が契約書第1条の設備容量、受電電圧又は非常用予備発電装置・蓄電池設備を変更した場合
- (2) 契約書第2条の月次点検の回数を変更した場合
- (3) その他施設の規模又はその使用状態が著しく変動した場合
- (4) 低圧電路の絶縁状態を的確に監視する装置を設置又は撤去した場合
- (5) 経済情勢により諸物価が著しく変動した場合

(契約の解除)

第15条 次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方はこの契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙のいずれか一方が、第2条及び第6条に定める義務の履行を怠った場合
 - (2) 甲が委託契約金額等の支払いを遅滞した場合
2. 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1ヵ月前迄にその旨文書により通知し、甲乙双方合意の上、この契約を解除することを妨げない。

(契約の失効)

第16条 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合
- (2) 保安全管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7,000ボルトをこえた場合
- (5) 発電所の出力が1,000キロワット以上となった場合
- (6) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトをこえた場合

(契約の期間)

第17条 契約の有効期間は、契約書に定めた期間とする。ただし、期間満了1ヵ月前までに文書により、甲、乙いずれからも異議の申し出がないときには、さらに1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(契約事項の解釈等)

第18条 契約事項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意を持って協議するものとする。

- (注) 警報を受けた場合とは、警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。

1. 電気工作物の維持及び運用に関するための点検、測定及び試験は、原則として保安規程別表1「点検及び試験の基準」のとおりとする。
2. 臨時点検及び試験
 - (1) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
 - ア 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
 - イ 受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
 - ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物
 - (2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行う。
3. 電気管理技術者が実施する点検
 - (1) 月次点検は設備が運転中の状態において点検を実施する。
 - (2) 年次点検は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施する。
 - (3) 臨時点検は電気事故その他異常の発生したときの点検と、異常が発生する恐れがあると判断したときに、必要の都度行う。
4. 工事期間中の点検頻度
自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書第1条第1項に定める工事期間中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう毎週1回行うものとする。

保安規程別表1 点検及び試験の基準

対象設備		月次点検		年次点検	
		種類及びその内容		種類及びその内容	
		外観点検	測定	外観点検	試験及び測定
引込線路	電線及び支持物	汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ	絶縁抵抗測定
				接地線接続部のゆるみ ハンドホール・マンホールの浸水	
	ケーブル	汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ	絶縁抵抗測定
				接地線接続部のゆるみ	
引込関係	負荷開閉器	汚損、亀裂、腐食、損傷、制御装置箱施錠確認、開閉指示表示確認、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、制御装置箱施錠確認、開閉指示表示確認、接地線の腐食・断線・外れ	絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器と負荷開閉器の連動動作試験
				接地線接続部のゆるみ 開閉操作確認、表示確認	
高圧キャビネット	ピラディスコン・モールドディスコン	汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、接地線の腐食・断線・外れ	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定
				接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認 接地線接続部のゆるみ 開閉操作確認	

対象設備		月次点検		年次点検	
		種類及びその内容		種類及びその内容	
		外観点検	測定	外観点検	試験及び測定
引込関係	高圧キャビネット	地中線用GR付き開閉器	汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、開閉指示、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ	汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、開閉指示、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ 接地線接続部のゆるみ	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器と負荷開閉器の連動動作試験
	零相変流器	零相変流器	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ 二次配線接続部のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	
	断路器	断路器	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、接地線の腐食・断線・外れ 接触・接続部の過熱の有無 ※1	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、接地線の腐食・断線・外れ 接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態の確認 操作機構部の動作状態確認 接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定
負荷開閉器	負荷開閉器	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、高圧ヒューズの過熱、変色、溶断表示の確認、接地線の腐食・断線・外れ 接触・接続部の過熱の有無 ※1	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、高圧ヒューズの過熱、変色、溶断表示の確認、接地線の腐食・断線・外れ 接触子の接触状態の確認 操作機構部の動作状態確認 接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器と負荷開閉器の連動動作試験	

対象設備		月次点検		年次点検	
		種類及びその内容		種類及びその内容	
		外観点検	測定	外観点検	試験及び測定
高圧受電設備	遮断器	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、漏油、接地線の腐食・断線・外れ 接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、漏油、接地線の腐食・断線・外れ	絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 絶縁油試験 ※2 保護継電器と遮断器の連動動作試験
	計器用変成器	汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ 接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ 接続箇所のゆるみ 二次配線接続部のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定
	高圧カットアウト	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色 接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色 接続部のゆるみ 接触子の接触状態の確認	絶縁抵抗測定
	変圧器	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、接地線の腐食・断線・外れ 過熱の有無 ※1	B種接地線漏洩電流測定	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、接地線の腐食・断線・外れ 接続箇所のゆるみ 内部確認 接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 絶縁油試験 ※2

対象設備		月次点検		年次点検	
		種類及びその内容		種類及びその内容	
		外観点検	測定	外観点検	試験及び測定
高圧受電設備	進相用コンデンサ・直列リアクトル	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、ふくらみ、接地線の腐食・断線・外れ 過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、ふくらみ、接地線の腐食・断線・外れ 接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 絶縁油試験 ※2
	避雷器	汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ 過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ 接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定
	高圧母線等	汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色 過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色 接続箇所のゆるみ	絶縁抵抗測定
高低圧受・配電盤	受・配電盤	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態	電圧測定 負荷電流測定	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態 接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器と遮断器の連動動作試験

対象設備		月次点検		年次点検	
		種類及びその内容		種類及びその内容	
		外観点検	測定	外観点検	試験及び測定
高低圧受・配電盤	接地装置	接地線の腐食・断線・外れ		接地線の腐食・断線・外れ 接地線接続部のゆるみ	接地抵抗測定
	構造物等	受電所建物・キュービクル等	腐食、損傷、変形、雨漏り、雨雪侵入、小動物の侵入の有無、鍵の状態、照明設備の点灯状態、保護柵の状態、周囲状況、消火設備の状態、標識・表示の状態	腐食、損傷、変形、雨漏り、雨雪侵入、小動物の侵入の有無、鍵の状態、照明設備の点灯状態、消火設備の状態、標識・表示の状態	
構造物等・配電設備	配電設備	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、電線のたるみ・外れ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、電線のたるみ・外れ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ 接地線接続部のゆるみ ハンドホール・マンホールの浸水	絶縁抵抗測定
	低圧機器	汚損、損傷、異音、異臭、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、損傷、異音、異臭、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ 接続箇所のゆるみ	絶縁抵抗測定
負荷設備	低圧配線・制御配線	異音、異臭、変色		異音、異臭、変色 接続箇所のゆるみ	絶縁抵抗測定

対象設備		月次点検		年次点検	
		種類及びその内容		種類及びその内容	
		外観点検	測定	外観点検	試験及び測定
負荷設備	開閉器	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色		汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色 接続箇所のゆるみ	絶縁抵抗測定
	配線用遮断器・漏電遮断器	汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色		汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色 接続箇所のゆるみ	絶縁抵抗測定
その他	絶縁監視装置	損傷、警報レベルの確認、発信・記録装置の点検		損傷、警報レベルの確認、発信・記録装置の点検 接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	警報電流試験 発信装置試験
	PCB使用機器	使用・保管の表示、漏油		使用・保管の表示、漏油	
非常用予備発電装置	原動機及び付属装置	起動・停止の状態 汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、油量、漏油、水量、営業、振動 計器の指示状態		自動起動・自動停止の状態 汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、油量、漏油、水量、営業、振動 計器の指示状態	保護継電器動作特性試験

対象設備		月次点検		年次点検	
		種類及びその内容		種類及びその内容	
		外観点検	測定	外観点検	試験及び測定
非常用予備発電装置	発電機及び励磁装置	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動、接地線の腐食・断線・外れ 電圧、回転数等の計器の指示状態		汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動、接地線の腐食・断線・外れ 電圧、回転数等の計器の指示状態 接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定
	遮断器・開閉器・配電盤・制御装置等	各機器の点検箇所に順ずる		各機器の点検箇所に順ずる	保護継電器動作特性試験 インターロック試験
蓄電池設備	蓄電池	汚損、腐食、損傷、変形、液量、固定、漏液 計器の指示状態		汚損、腐食、損傷、変形、液量、固定、漏液 計器の指示状態 接続箇所のゆるみ 触媒栓の有効期限確認	比重測定 液温測定 均等充電 電池電圧測定
	充電装置及び付属装置	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ 接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定